

公用車売却にかかる一般競争入札

入札説明書

※入札に参加される前に必ずお読みください。

津久見市

1 入札物件

事業名等

- ・救急車 売却事業

登録番号	大分 800 さ 9361
登録年月日	平成 22 年 3 月 9 日
初度登録年月	平成 22 年 3 月
自動車の種別／用途	普通／特種
自家用事業用の別	自家用
車体の形状	救急車
車名	トヨタ
乗車定員	8 人
車両重量	2,690 kg
車両総重量	3,130 kg
長さ／幅／高さ	564 cm／189 cm／249 cm
形式	C B F - T R H 2 2 1 S
原動機の形式	2 T R
総排気量	2.69 L
燃料の種類	ガソリン
車検満了日	令和 8 年 3 月 8 日
リサイクル料	納付済
変速機	4 速 A T
走行距離 (R7. 12. 16 現在)	292,228 km

※当車両は緊急車両ではなく、一般車両として売却します。

2. 入札の方式 一般競争入札

- ・有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、本市があらかじめ設定している予定価格（最低入札価格）以上で、かつ、最高の価格をもつて入札した者を落札者とします。
- ・本入札に参加するためには、事前に「入札参加申込書」の提出が必要です。

3. 入札物件の公開日時及び場所

●日 時 令和8年1月19日（月）～令和8年1月30日（金）

（土日を除く 9時～16時）

●場 所 津久見市消防本部（津久見大字上青江3617-1）

4. 車両の状況について

現状渡しとするため、確認作業は十分に行ってください。

試乗は不可とします。（走行なしでのエンジンの始動は可能です。）

確認の際は、事前に消防本部（問合せ先参照）までご連絡をお願いします。

5. 入札に参加できない者

次の方は、入札に参加することができません。

- (1) 未成年者
- (2) 被成年後見人
- (3) 被保佐人
- (4) 被破産者で復権を得ない者
- (5) 市税等の滞納がある者
- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者

【参考】地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

6. 入札参加申込書の提出

本入札に参加を希望する者は、下記期間内に「入札参加申込書」及び添付資料を提出してください。(郵送又は持参のみ受付)

申し込み期間：令和8年1月19日（月）～令和8年1月30日（金）
（持参の場合は土日を除く9時～16時）

※入札参加申込書を提出されても、入札への参加・不参加は自由です。

【添付資料】

- ア 住民票（法人の場合は、法人登記簿謄本又は登記事項証明書）【全員】
- イ 滞納がないことの証明（完納証明）または非課税証明書（課税されていないことの証明）【全員】
- ウ 身分証明書（免許証の写し、マイナンバーカードの写し等）【個人の場合のみ】

※但し、ア、イについて、令和8年1月16日現在で津久見市に入札参加資格を有する法人については不要。

7. 入札参加資格の確認

本入札に入札参加申込書を提出があつた者には、審査後、契約検査室よりメールにて連絡をいたします。発信元は下記アドレスとなります。

契約検査室メールアドレス : tsu-keiyaku@city.tsukumi.lg.jp

※電話連絡希望の場合は、その旨を入札参加申込書の備考欄に記載してください。

8. 入札保証金 免除

9. 質問書提出期間

令和8年1月19日（月）～令和8年2月4日（水）

質問書は持参またはEメールにて下記宛提出してください。

郵送は不可です。

Eメール : tsu-keiyaku@city.tsukumi.lg.jp

10. 入札書受付期間

令和8年2月12日（木）～ 令和8年2月16日（月）17時まで（必着）

（持参の場合は、土日を除く平日9時00分～17時まで）

11. 入札書の提出方法

必要事項を記載した所定の入札書に封をして下記のいずれかの方法で提出してください。

入札書への金額の記載は消費税を含まない金額の記入をお願いします。

契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税を加えた金額になります。

なお、電子メールなどの電送による入札はできません。

落札者へ通知は電話にて行うため、入札書には連絡先を明記してください。

（1）直接持参する方法

提出先 津久見市役所契約検査室（市役所別館3階）

（2）郵送する方法

宛先 〒879-2435

大分県津久見市宮本町20番15号

津久見市長

（津久見市役所 契約検査室）行

※別添の「郵送による提出方法」参照

12. 開札及び落札者の決定

（1）開札日 令和8年2月17日（火）

（2）落札者決定 最高入札額を提示した者に決定します。

同額最高入札額提示者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。入札書の提出の際に3桁のくじ番号を記載してください。

（別紙 「くじ番号による決定方法」参照）

また、入札書提出時に受付順で整理番号を付します。

（3）通 知 落札者へのみ担当者から連絡します。

(4)結果の公表 落札結果については市ホームページにて公表します。

1 3. 落札者のみに関する事項

■車両代金の納入

(1)納入金額 落札額に消費税額を加えた金額

(落札金額の 100 分の 110 に相当する金額)

(2)納入方法 契約締結時にお渡しする納入通知書で納入してください。

■名義変更にかかる諸費用

名義変更等に係る諸費用は、落札者負担とします。自賠責保険料の津久見市への還付は不要です。

落札者は、車両引渡し前に、自動車検査証の所有者変更、又は登録抹消を行ってください。

自動車検査証の「津久見市」の登録を抹消した場合は、自動車検査返納証等の写しを津久見市担当者に提出してください。

登録識別情報等証明書の「津久見市」を変更した場合は、登録識別情報等通知書の写しを津久見市担当者に提出してください。

抹消等の登録に係る諸経費は、落札者が負担するものとします。

■車両引渡し

・場 所 津久見市消防本部（津久見市大字上青江3 6 1 7 – 1）

なお、車両の引き渡しは津久見市役所の開庁日のみ可能です。

・引渡し

(1)契約締結後、入金及び名義変更完了を確認後、車両を引き渡します。

ただし、永久抹消等で諸手続の都合上必要な場合は、手続き完了前に仮引き渡しを行います。

(2)車両引渡しの際、緊急車両以外は赤色灯を装備したまでの自走が禁止されていますので、必ず車両積載車等により運搬を行って下さい。

(3)車両運搬にかかる諸費用は落札者が負担するものとします。

(4)引渡し後の不調、故障等に対する補償等は一切行いません。

(5)車両のステッカー（消防本部名等〔左右、上部、後部〕、赤ライン、マーク、対空表示、文字”HIMEDIC”）等の撤去は落札者の責任において行い、それに伴う費用は落札者の負担とします。

- (6) 装備品のうち、赤色灯とアンプスピーカー、ストレッチャー装備につきましては、車両運搬後に落札者の責任において撤去するものとします。撤去に伴う費用は落札者の負担とします。
- (7) 撤去した赤色灯、アンプスピーカーにつきましては、津久見市消防本部までご返却ください。ストレッチャー装備につきましては、落札者の責任において処分を行ってください。
- (8) 装備品の撤去後、「名義変更にかかる諸費用」の項に示した書類等と併せて、(6)に示した撤去品を撤去したこと、及び(5)に示した車両のステッカー等を撤去したことが分かる写真を津久見市担当者に提出してください。

■その他 車両の状態について疑義がある場合は、必ず現車下見の際に確認してください。入札後の不服の申立ては一切認めません。また一度引き渡した車両は、いかなる理由があっても返品・交換はできません。車両には、経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ、錆等があります。

14. 問合せ先

(車両に関すること)

大分県津久見市宮本町 20 番 15 号
津久見市 会計財務課
TEL 0972-82-9524 FAX 0972-82-9520

大分県津久見市大字上青江 3617 番地の 1
津久見市 消防本部
TEL 0972-82-5211 FAX 0972-82-9314

(入札に関すること)

大分県津久見市宮本町 20 番 15 号
津久見市 契約検査室
TEL 0972-82-4127 FAX 0972-82-9520